

主任相談支援専門員の養成については、平成30年度及び令和元年度の2カ年、国による直接養成を実施してきたところであるが、令和2年度以降は、各都道府県において主任相談支援専門員の養成を行うこととなる。養成研修に係る実施要綱については、平成30年度末に発出しているところであり、準備が整った都道府県から養成を始められたい。

各都道府県においては、地域における人材養成や地域作りの中核を担う人材を早期に養成する観点から、基幹相談支援センターに配置されることが見込まれる相談支援専門員を優先的に養成することが望ましく、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成に努められたい。

（2）相談支援従事者研修制度の見直し等について【関連資料3、4、5】

① 相談支援従事者研修制度の見直しについて

相談支援従事者研修制度の見直しに関しては、第91回社会保障審議会障害者部会（平成30年10月24日）において、「あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理」すること等とされた。

これを受け、平成31年2月から3月にかけて、「相談支援の質の向上に関する検討会」を開催し（計4回）、とりまとめを行うとともに、とりまとめの内容について、第94回社会保障審議会障害者部会（令和元年6月24日）において報告を行った。

令和元年9月にとりまとめの内容を反映した新たな告示及び研修要綱を公布・発出するとともに、新カリキュラムの内容について、令和元年度相談支援従事者指導者養成研修にて説明を行った。

各都道府県においては、令和2年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施していただくこととなるため遺漏なきようお願いする。

② 意思決定支援研修について【関連資料6、7】

令和2年度予算案（地域生活支援事業）においては、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューに追加したことから積極的に取り組まれたい。

（3）サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直しについて【関連資料8、9】

令和元年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成に係る研修制度を見直し、こ

これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。

各都道府県においては、新たな研修制度に基づくサービス管理責任者等の養成を円滑に進めていただきたい。

なお、研修制度見直しに伴う経過措置は、関連資料 9 記載のとおりであるので、ご留意いただきたい。

② 専門コース別研修について【関連資料 6、7】

令和 2 年度予算案（地域生活支援事業）においては、サービス管理責任者等研修に専門コース別研修を創設し、意思決定支援研修を研修メニューに盛り込んだことから積極的に取り組まれない。

なお、サービス管理責任者等研修における、意思決定支援研修以外の専門コース別研修については、現在、令和 3 年度からの実施に向けて厚生労働省科学研究において、研修内容等の検討を行っているところである。

③ 各都道府県におけるサービス管理責任者等研修の開催頻度等について

サービス管理責任者等研修の実施に当たり、一部の都道府県において、研修受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できない場合があるところのご意見をいただいているところである。各都道府県において設定している研修回数や受講者数等について、管内の研修受講ニーズを十分踏まえ、可能な限り受け入れが可能となるよう適切に実施いただきたい。

あわせて、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様に、再度点検いただくようお願いする。

また、今回のサービス管理責任者等研修の見直しに伴い、平成 30 年度までのサービス管理責任者等の研修修了者が資格を更新する場合については、令和 5 年（2023 年）度末までに更新研修を受講する必要がある。

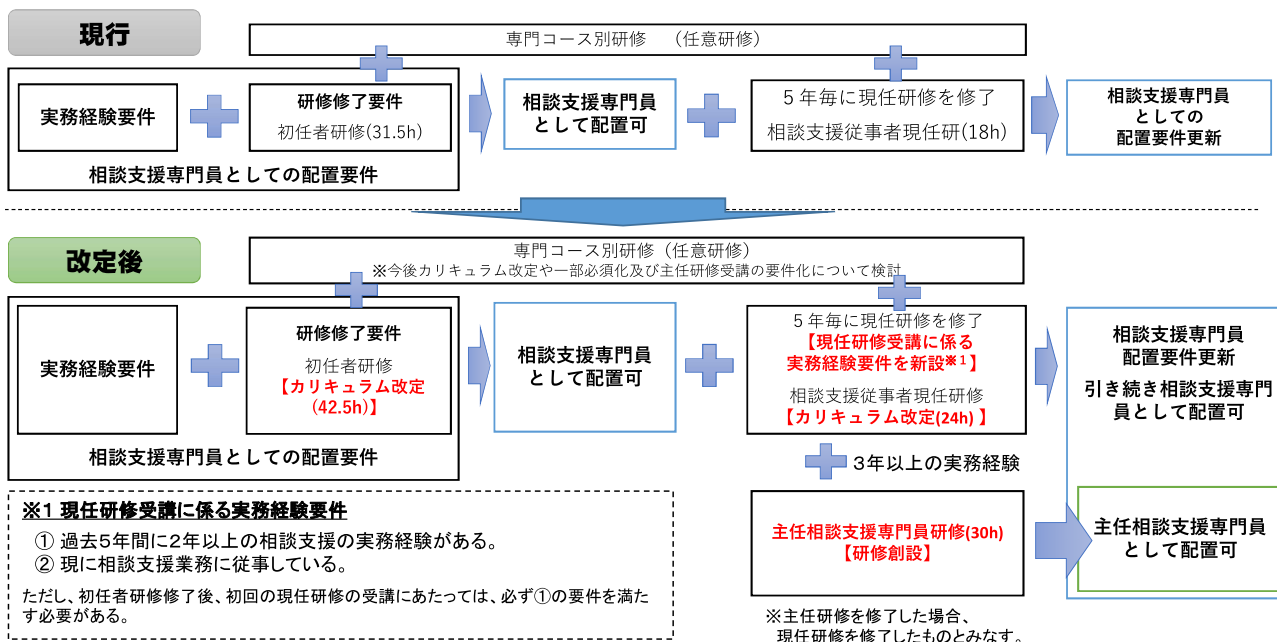
このため、各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で、各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないように、平成 18 年度から 20 年度までに研修を修了した者については令和元年度、平成 21 年度から 23 年度までに研修を修了した者については令和 2 年度に受講を促すなど、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい。

④ 特区告示の令和 3 年 3 月 31 日限りでの廃止について

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和元年 7 月 16 日閣議決定）に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



<相談支援専門員・サービス管理責任者の研修体系>

【国研修】

(国で実施する研修)

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
主任相談支援専門員養成研修	5日間	委託 (民間団体)	廃止	・相談支援従事者指導者養成研修(国リハ学院)に統合

(国立リハビリテーション学院で実施する研修)

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
相談支援従事者指導者養成研修	初任研修	国リハ学院	拡充	・主任相談支援専門員養成研修を統合 ・3日間から4日間に拡充 ・5月下旬に開催予定
	現任研修			
	主任研修			
サービス管理責任者等指導者養成研修	3日間 ↓ 4日間	国リハ学院	拡充	・意思決定支援に関する研修を追加(+5時間) ・3日間から4日間に拡充 ・9月中旬に開催予定

【都道府県研修】

(都道府県で実施する研修(地域生活支援事業)) ※(-)は変更なし

事項	内容	変更部分
相談支援従事者研修	初任・現任研修	-
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム(5H)を追加
相談支援従事者主任研修	-	-
サービス管理責任者研修	基礎・実践・更新研修	-
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム(5H)を追加

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するか」についての選択の機会が確保される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

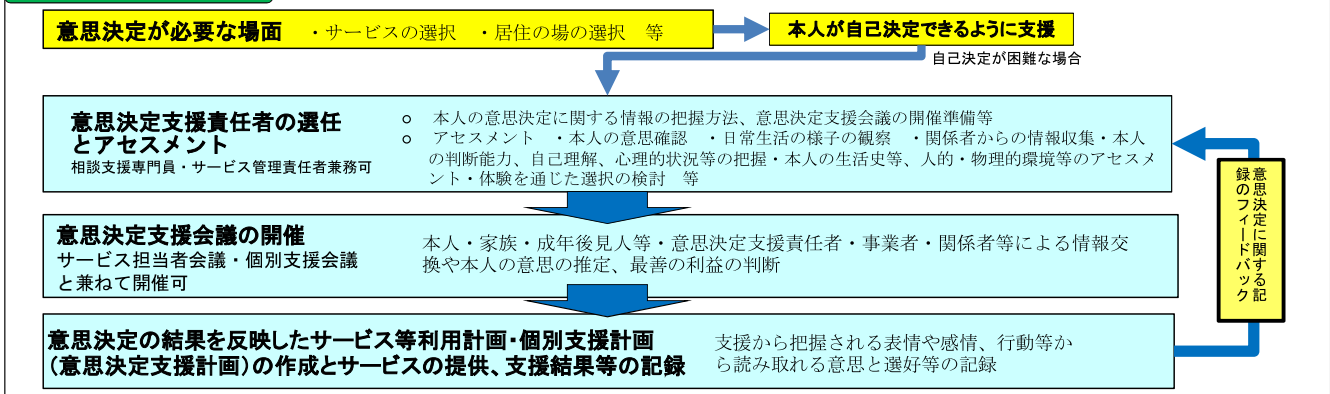
《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び嗜好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び嗜好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

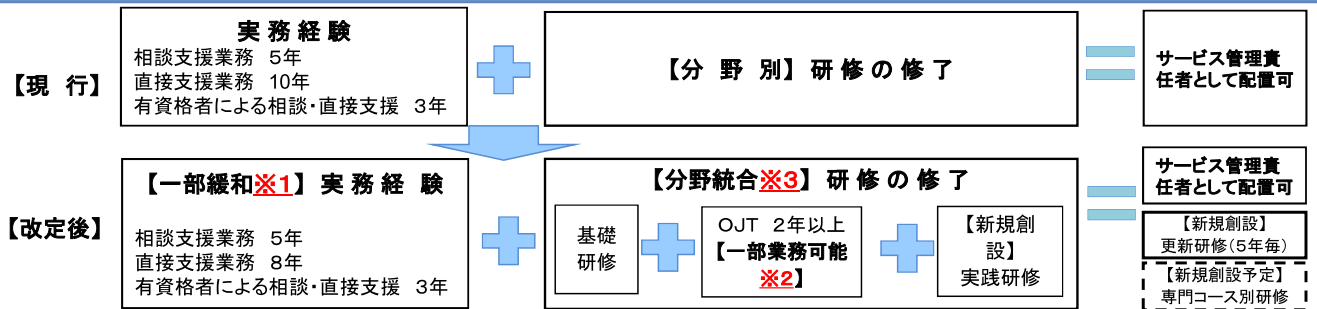
《意思決定を構成する要素》

- (1) 本人の判断能力
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2) 意思決定支援が必要な場面
 - ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面)
 - ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)
- (3) 人的・物理的環境による影響
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

見直し内容の詳細 (R1.4～)

【現行】	【改定後】
<p>※1 実務経験の一部緩和</p> <p>直接支援業務 10年</p> <p>実務経験を満たして研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年 	<p>直接支援業務 8年</p> <p>※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。</p> <p>基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講</p> <p>【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
<p>※2 配置時の取扱いの緩和</p> <p>研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p>	<p>既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。</p>
<p>※3 研修分野統合による緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○ 修了した分野及び児童発達支援管理責任者へのみ従事可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施 ○ 他分野に従事する際の再受講は必要なし <p>※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。</p>